

食品等の自主回収報告制度の手引き

平成25年3月

(平成27年4月 一部改正)

(平成28年4月 一部改正)

(平成31年4月 一部改正)

山梨県

目次

1 自主回収報告制度の趣旨	1
(1) 自主回収報告制度の趣旨	
(2) 自主回収報告制度のメリット	
2 自主回収報告制度の内容	1
(1) 自主回収報告制度の概要	
(2) 「自主回収」とは	
(3) 「特定事業者」とは	
(4) 報告対象となる食品等の範囲	
(5) 報告を義務付ける自主回収	
(6) 適用除外の考え方	
(7) 罰則について	
3 自主回収の着手報告	10
(1) 自主回収着手報告書の提出時期と提出先	
(2) 自主回収着手報告書の作成	
(3) 報告に必要な添付書類	
4 自主回収の終了報告	12
(1) 自主回収終了報告書の提出時期と提出先	
(2) 自主回収終了報告書の作成	
5 公表及び自主回収着手報告書の取下げ	14
(1) 公表	
(2) 自主回収着手報告書の取下げ	
6 自主回収報告制度に関するQ&A	16

参考資料

食の安全・安心推進条例（平成24年3月30日 山梨県条例第15号）	28
食の安全・安心推進条例施行規則（平成24年3月30日 山梨県規則第1号）	37

1 自主回収報告制度の趣旨

(1) 自主回収報告制度の趣旨

山梨県食の安全・安心推進条例（以下「条例」という。）では、条例で定める「特定事業者」が、食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）の自主回収を行った場合、県への報告を義務付けるとともに、報告を受けた内容を公表する制度（以下「自主回収報告制度」という。）を設け、平成25年4月1日から施行することとしました。

本制度により、県が自主回収の情報を的確に把握し、県民に対してその情報を適切に提供することで、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止を図るとともに、食品の安全性に対する県民の信頼感をより一層高めていきたいと考えております。

(2) 自主回収報告制度のメリット

事業者のメリット

- ① 県民に周知することにより**食品等の正確で迅速な回収が促進されます。**
- ② 回収情報の正確かつ迅速な情報提供により**県民と事業者との信頼感がより高まる**ことが期待されます。（逆に自主回収報告制度があるにもかかわらず報告しない（又は自主回収しない）事業者は、そのような姿勢に対し、県民から不信の目が向けられることにもなります。）

県民のメリット

- ① 県ホームページから、いつでも自主回収の情報を得られるようになります。
- ② 現在、どのような自主回収が行われているかが一目で分かるようになります。
- ③ **健康への影響など、詳細な情報が得られ、自主回収対象食品の喫食による県民の健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止が期待されます。**

行政のメリット

自主回収の情報収集が可能となることにより、食品衛生法上の**事業者の責務を担保するとともに、自主的な回収に不備がある場合には、必要に応じて指導又は助言することが可能**になります。

2 自主回収報告制度の内容

(1) 自主回収報告制度の概要

自主回収報告制度は、条例で定める「特定事業者」が行う「**健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止の観点**」から行う「**食品衛生法及び食品表示法違反又はその疑いがある食品等**」の自主回収について、その着手時に**知事への報告を義務付け**、その情報を**県ホームページで広く県民に周知**するものです。

さらに、自主回収終了時にも特定事業者からの報告を義務付け、その旨を県民に周知するとともに、特定事業者に対し、必要に応じて指導するものです。

自主回収そのものを義務付けるものではありません。

なお、山梨県食品衛生法施行条例又は甲府市食品衛生法施行条例では、食品等による健康被害情報を入手した場合、又は食品衛生法に違反する事実を発見した場合、**知事又は市長への報告が義務付けられている**ことから、特定事業者は、自主回収事由が発生した時点で、速やかにその旨を記載した報告書を管轄の保健所に提出する必要があります。

(2) 「自主回収」とは

自主回収報告制度における「自主回収」とは、特定事業者が、その製造、輸入、加工又は販売した食品等について、自主検査や消費者からのクレーム等により、自ら食品衛生法及び食品表示法違反、又はその疑いがあることに気づき、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止のため、自らの判断で回収を決定し、実施することを指します。したがって、食品衛生法第54条第1項の規定による命令を受けて回収する場合は本制度の「自主回収」に含まれません。

(3) 「特定事業者」とは

自主回収報告制度では、**食品等の自主回収に着手した場合に報告義務が生じる事業者**を「特定事業者」と規定しています。

特定事業者とは、「**食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するもの**」（条例第2条第7号）をいいます。なお、「その事業を行うための施設」とは、「食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行うための施設」のことを指しますので、食品等に係る事業と無関係の施設は「その事業を行うための施設」に含まれません。

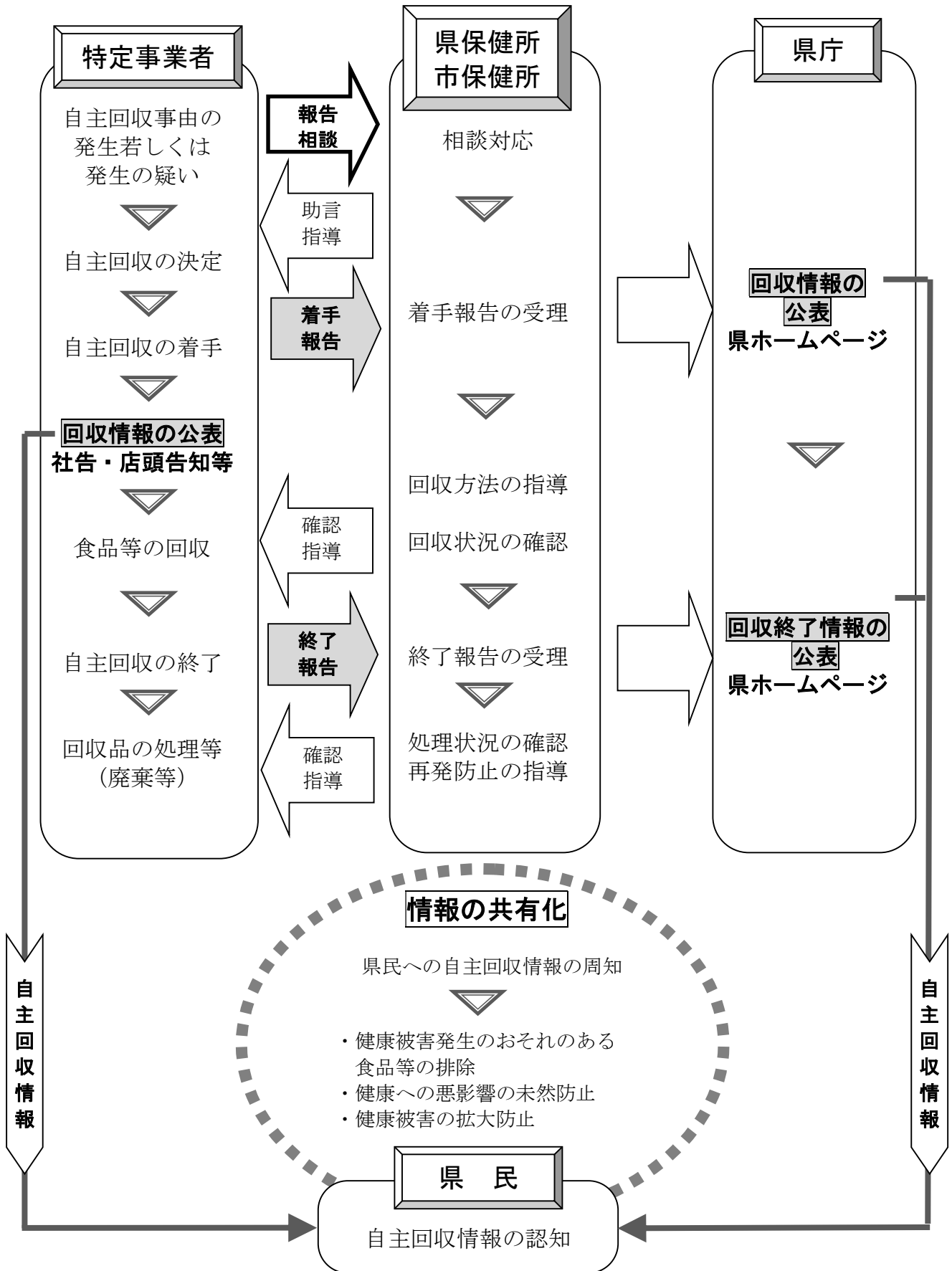
	食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者
県内に 食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行うための施設（事務所、事業所、工場、倉庫等）が ある	特定事業者
県内に 食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行うための施設（事務所、事業所、工場、倉庫等）が ない	

(4) 報告対象となる食品等の範囲

自主回収報告制度で報告対象となる「食品等」の範囲は次のとおりです。（条例第2条第3号、第27条第1項）

食品等に含まれるもの	例
食品 (食品衛生法第4条第1項) (食品表示法第2条第1項)	すべての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く）
食品添加物 (食品衛生法第4条第2項) (食品表示法第2条第1項)	「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物」 例：保存料、発色剤、甘味料等
器具 (食品衛生法第4条第4項)	「飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物」 例：食器、箸、スプーン、食品製造に使用する機械等
容器包装 (食品衛生法第4条第5項)	「食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの」 例：びん、缶、樹脂パック、袋等

資料 1 自主回収報告制度の概要図



山梨県食品衛生法施行条例又は甲府市食品衛生法施行条例では、食品等による健康被害情報を入手した場合、又は食品衛生法に違反する事実を発見した場合、知事又は市長への報告が義務付けられています。

→ 山梨県食の安全・安心推進条例で報告を義務付ける部分

資料2 自主回収に係る食品衛生法と条例との関係

法令	義務者	義務の内容	
食品衛生法	食品等事業者	努力義務 (第3条第3項)	県等への情報提供、原因食品の自主回収、廃棄その他の措置を適切に講ずる努力義務
山梨県食品衛生法施行条例	営業者	義務 (第3条)	自主回収の体制整備及び消費者への情報提供を義務付け ※甲府市に所在する施設を除く
甲府市食品衛生法施行条例	営業者	義務 (第3条)	自主回収の体制整備及び消費者への情報提供を義務付け ※甲府市に所在する施設
山梨県食の安全・安心推進条例	特定事業者(本県に事業拠点のある食品等事業者) (第2条第7号)	義務 (第27条)	自主回収の着手時と終了時に知事への報告を義務付け

食品衛生法(抜粋)

第3条

- 食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となった販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

山梨県食品衛生法施行条例(抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理運営の基準)

第3条 法第50条第2項に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、営業の形態その他特別の事情により、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これを緩和し、又は適用しないことができる。

別表第1(第3条関係)

1 食品等、器具及び容器包装を取り扱う施設における衛生管理は、次に定めるところによること。

ヲ 回収及び廃棄

(1) 食品等、器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害が発生した場合の食品等、器具又は容器包装の回収の実施の体制及び方法を定めること。

(2) (1)に規定する場合に回収した食品等、器具又は容器包装を、他のものと明確に区分して保管し、及び廃棄その他の危害を除去するために必要な措置を講ずること。

ヨ 情報の提供等

- (1) 製造し、加工し、調理し、又は販売する食品等、器具及び容器包装の安全性に関する情報を消費者に提供すること。
- (2) 製造し、加工し、調理し、若しくは販売した食品等、器具若しくは容器包装に起因し、若しくは起因すると疑われる健康被害(医師により診断されたものに限る。)に関する情報の提供を消費者から受けた場合又は食品等、器具若しくは容器包装が法に違反して製造され、加工され、調理され、若しくは販売された事実を発見した場合は、速やかにその旨を知事に報告すること。
- (3) 製造し、加工し、調理し、若しくは販売した食品等、器具若しくは容器包装に係る異味又は異臭の発生、異物(摂取されることにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるガラス、金属片その他のものをいう。別表第2第1号へ(6)及び(7)において同じ。)の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できない情報の提供を消費者等から受けた場合は、速やかにその旨を知事に報告すること。

別表第2(第3条関係)

- 1 食品等、器具及び容器包装を取り扱う施設における衛生管理は、次に定めるところによること。
- ヌ 回収及び廃棄
別表第1第1号ヲに定めるところによること。
- ワ 情報の提供等
別表第1第1号ヨに定めるところによること。

甲府市食品衛生法施行条例(抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理運営の基準)

第3条 法第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、営業の形態その他特別の事情により、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これを緩和し、又は適用しないことができる。

別表第1(第3条関係)

(1) 食品及び添加物(以下「食品等」という。)、器具並びに容器包装を取り扱う施設における衛生管理は、次に定めるところによること。

シ 回収及び廃棄

(ア) 食品等、器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害が発生した場合の食品等、器具又は容器包装の回収の実施の体制及び方法を定めること。

(イ) (ア)に規定する場合に回収した食品等、器具又は容器包装を、他のものと明確に区分して保管し、及び廃棄その他の危害を除去するために必要な措置を講ずること

ソ 情報の提供等

(ア) 製造し、加工し、調理し、又は販売する食品等、器具及び容器包装の安全性に関する情報を消費者に提供すること。

(イ) 製造し、加工し、調理し、若しくは販売した食品等、器具若しくは容器包装に起因し、若しくは起因すると疑われる健康被害(医師により診断されたものに限る。)に関する情報の提供を消費者から受けた場合又は食品等、器具若しくは容器包装が法に違反して製造され、加工され、調理され、若しくは販売された事実を発見した場合は、速やかにその旨を市長に報告すること。

(ウ) 製造し、加工し、調理し、若しくは販売した食品等、器具若しくは容器包装に係る異味又は異臭の発生、異物(摂取されることにより人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるガラス、金属片その他のものをいう。別表第2第1号カ(カ)及び(キ)において同じ。)の混入そ

の他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できない情報の提供を消費者等から受けた場合は、速やかにその旨を市長に報告すること。

別表第2（第3条関係）

(1) 食品等、器具及び容器包装を取り扱う施設における衛生管理は、次に定めるところによること。

コ 回収及び廃棄

別表第1第1号シに定めるところによること。

ス 情報の提供等

別表第1第1号ソに定めるところによること。

山梨県食の安全・安心推進条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 食品 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品をいう。

(3) 食品等 食品、添加物（食品衛生法第4条第2項に規定する添加物をいう。第6号イ及び第27条第1項第2号において同じ。）、器具（同法第4条第4項に規定する器具をいう。第6号ロにおいて同じ。）、容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。同号ロにおいて同じ。）及び食品の原材料として使用される農林水産物をいう。

(7) 特定事業者 食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するものをいう。

（自主回収の報告）

第27条 特定事業者は、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等（食品の原材料として使用される農林水産物を除く。以下この条において同じ。）の自主的な回収（法令の規定による命令を受けて行う回収以外の回収をいう。以下この条において「自主回収」という。）に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

(1) 食品衛生法の規定に違反する食品等

(2) 食品表示法の規定に違反する食品又は添加物（同法第5条の規定に違反する食品又は添加物にあっては、規則で定めるものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 特定事業者が自主回収に着手した食品等が消費者に販売されていないことが明らかであるとき。

(2) 特定事業者が自主回収に着手した食品等の販売の相手方の全てを特定し、かつ、当該相手方の全てに対し、当該食品等の自主回収に着手したことについて、直ちに知らせることができるとき。

(3) 特定事業者が自主回収に着手した食品等が県内に流通していないことが明らかであるとき。

3 第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る自主回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による報告に係る自主回収の措置が人の健康に係る被害の発生又は拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った特定事業者に対し、当該自主回収の措置の変更に係る助言又は指導を行うことができる。

5 知事は、第1項又は第3項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(5) 報告を義務付ける自主回収

ア 食品衛生法及び食品表示法の規定に違反する食品等を製造し、輸入し、加工し、又は販売したことを自ら発見し、自ら回収する場合（条例第27条第1項第1号又は第2号）

食品衛生法の規定に違反する食品等とは、具体的には、食品衛生法第6条、第8条第1項、第9条、第10条、第11条第2項若しくは第3項、第16条、第17条第1項第18条第2項、又は第20条の規定に違反した場合があげられます。

また、**食品表示法違反（第4条第1項、第5条違反）**については、①消費期限、②賞味期限（「本来の賞味期限よりも著しく後の年月日が表示されている」、「賞味期限の表示が欠落している」等の理由により、安全性を欠くおそれがあるものに限る。）、③アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質）、④保存の方法、⑤使用の方法、の表示違反のみ報告の対象となります。（条例施行規則第2条第2項）

なお、新たな食品表示の制度である食品表示法の施行は平成27年4月1日からですが、経過措置として、加工食品と添加物は5年間、生鮮食品は1年6ヶ月の間、以前の制度に基づく表示を認めるという猶予期間が設けられています。

【食品衛生法及び食品表示法違反の例】

◆ 有害な食品又は添加物の販売禁止違反（食品衛生法第6条）

【例】自主検査の結果、輸入ピーナッツから多量のカビ毒アフラトキシン汚染が判明した。

◆ 病畜に由来する食品の販売禁止違反（食品衛生法第9条）

【例】輸入食肉が口蹄疫に感染した家畜の肉であることが判明した。

◆ 指定外添加物の使用禁止違反（食品衛生法第10条）

【例】自主検査の結果、輸入キャンディーに指定外の着色料の使用が判明した。

◆ 食品又は添加物の規格基準違反（食品衛生法第11条）

【例】自主検査の結果、保存料ソルビン酸の過量使用が判明した。

◆ 公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽又は誇大広告の禁止違反（食品衛生法第20条）

【例】通例5日程度で腐敗、変敗をきたす食品について、製造年月日（表示基準外の事項）の表示を3、4日遅らせて表示した。

◆ 消費期限の表示違反（食品表示法第4条、第5条）

【例】消費期限を2011.4.1と表示すべきところ、2012.4.1と表示した。

◆ 賞味期限の表示違反（食品表示法第4条、第5条）

【例】賞味期限を2012.4.1と表示すべきところ、2021.4.1と表示した。

◆ アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質）の表示違反（食品表示法第4条、第5条）

【例】原材料にそば粉が含まれていたが、アレルギー物質であるそばを含む旨の表示をしなかった。

◆ 保存の方法の表示違反（食品表示法第4条、第5条）

【例】冷凍食品に「-15℃以下で保存」と表示すべきところ、「10℃以下で保存」と表示した。

◆ 使用の方法の表示違反（食品表示法第4条、第5条）

【例】調味料に浸潤させる処理等を行った食肉を販売する時、「あらかじめ処理してありますので十分に加熱してください」と表示しなかった。

イ 様々な状況から食品衛生法に違反しているおそれがあることを自ら発見し、人の健康への悪影響を未然に防止するために自ら回収する場合（条例第27条第1項第3号）

① 食品等の臭い、味、外観等の異常

【例】複数の消費者から変な臭いがするとの苦情があった。

② 食品等の製造、加工、販売等の状況の異常

【例】一日の作業終了時の製造ライン点検で金属メッシュが破損していることが判明し、食品に混入している可能性が考えられる。

【例】商品の一部に加熱殺菌が不十分なものがあり、細菌が繁殖するおそれがある。

③ 現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様

【例】他の食中毒事例の原因となった食品と同じ食品を原材料として使用して製品を製造していた。

資料3 自主回収報告制度で報告を義務付ける食品等の範囲

回収形態	回収事由	違反・不良の内容
命令による回収	食品衛生法違反	行政機関が行う収去検査等で発見されたもの
自主回収	食品衛生法違反	<p>事業者の自主検査等により食品衛生法違反が判明したもの</p> <p>【違反の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 有害な食品又は添加物の販売禁止違反（食品衛生法第6条） ◆ 病畜に由来する食品の販売禁止違反（食品衛生法第9条） ◆ 指定外添加物の使用禁止違反（食品衛生法第10条） ◆ 食品又は添加物の規格基準違反（食品衛生法第11条） ◆ 公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽又は誇大広告の禁止違反（食品衛生法第20条）
	食品表示法違反	<p>食品表示法違反のうち健康への悪影響のおそれがあるもの</p> <p>【違反の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費期限の表示違反 ◆ 賞味期限の表示違反 ※ 「本来の賞味期限よりも著しく後の年月日が表示されている」、「賞味期限の表示が欠落している」等の理由により、安全性を欠くおそれがあるものに限る。 ◆ アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質）の表示違反 ◆ 保存の方法の表示違反 ◆ 使用の方法の表示違反 <p>上記以外の表示違反</p> <p>【例示】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 製造所所在地、製造者氏名の表示違反 ② 遺伝子組換え食品の表示違反 ③ 食品添加物の表示違反 ④ 原産地表示の誤り
	食品衛生法及び食品表示法違反以外	<p>様々な状況から食品衛生法に違反しているおそれがあることを自ら発見し、人の健康への悪影響を未然に防止するために自ら回収するもの</p> <p>（例） 複数の消費者から変な臭いがするとの苦情があった。</p> <p>（例） 一日の作業終了時の製造ライン点検で金属メッシュが破損していることが判明し、食品に混入している可能性が考えられる。</p> <p>（例） 商品の一部に加熱殺菌が不十分なものがあり、細菌が繁殖するおそれがある。</p> <p>（例） 他の食中毒事例の原因となった食品と同じ食品を原材料として使用して製品を製造していた。</p> <p>健康への悪影響のおそれがほとんど考えられないもの</p> <p>【例示】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 品質上（安全面での品質を除く）の問題 ② 軟質異物（毛髪、ビニールなど）が単発的に混入した



報告の義務あり

(6) 適用除外の考え方

危害情報の周知及び回収についての指導又は助言の必要性の有無の観点から、**次のような場合には、自主回収報告制度の適用対象外とし、報告義務を課さないこととします。**(条例第27条第2項)

ただし、報告義務の対象外であっても、食品衛生上、原因を究明し再発防止を図る必要があることから、管轄の保健所に相談をするようにしてください。

① 消費者に販売されていないことが明らかな場合 (販売されていないため、県民に健康被害が発生する可能性が低いため)

【例】製造所から出荷した商品が小売店の店頭で並ぶ前に製造者等の指示により回収された場合 (ただし、A店の回収は間に合っても、B店の回収は間に合わず、一部が販売されてしまった場合には、適用除外とはならず、知事への報告が必要になりますのでご注意ください。)

② 自主回収に着手した食品等の販売の相手方の全てを特定し、かつ、当該相手方の全てに対し、当該食品等の自主回収に着手したことについて、直ちに知らせることができる場合 (購入者に情報を周知することで、県が周知について情報提供する必要性が低いため)

【例】通信販売や宅配などで顧客リストが整っており、自主回収情報が周知できる場合 (ただし、自主回収の対象となる食品を通信販売以外でも販売しているような場合には適用除外とはならず、知事への報告が必要になります。)

③ 県内に流通していないことが明らかな場合 (県内に流通していないため、県民に健康被害が発生する可能性が低いため)

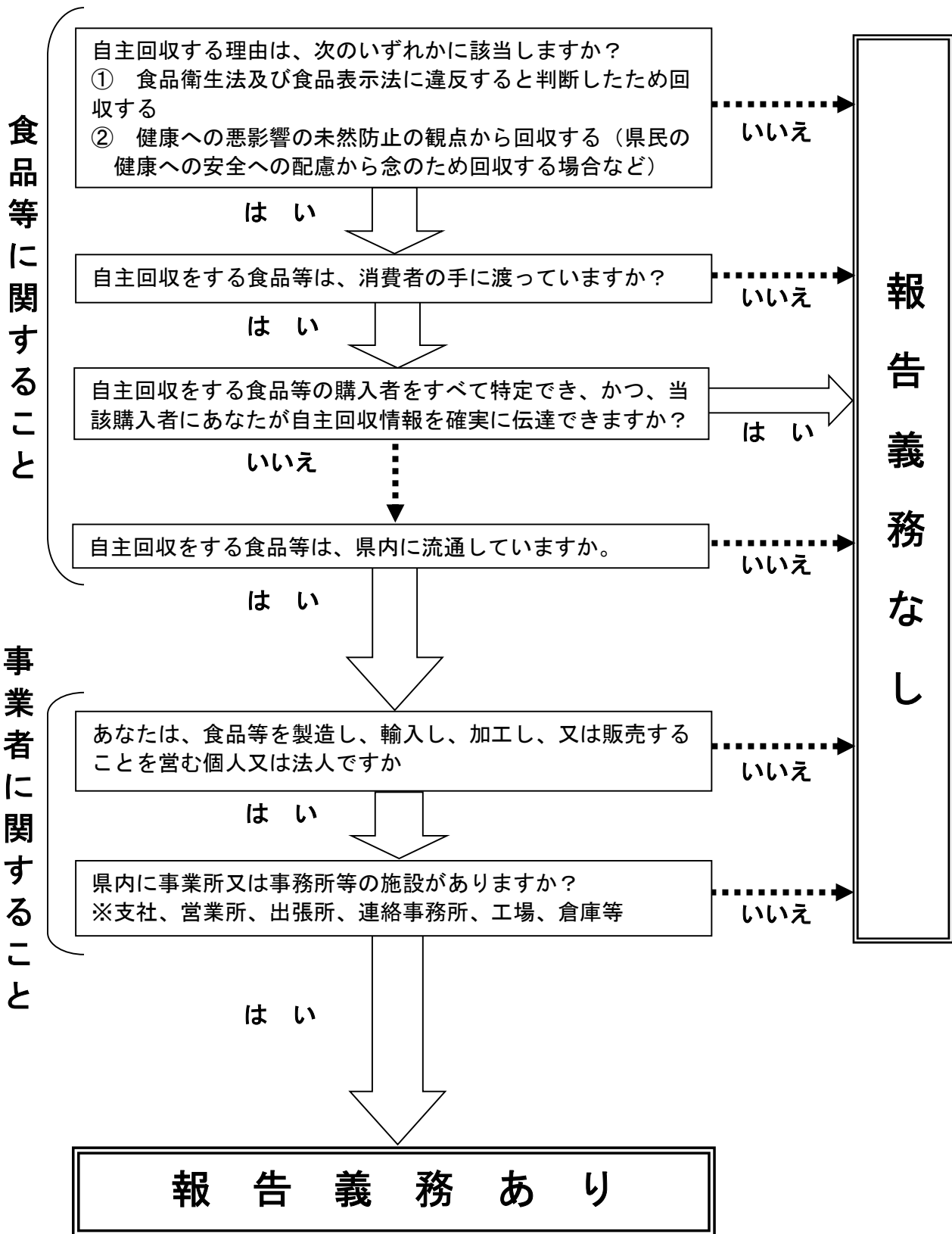
【例】県内の製造所で加工された商品が全て県外に出荷され、県内に流通していないことが明らかな場合

(7) 罰則について

自主回収は、あくまで事業者の自発的な取組であり、これらの取組が促進されるようにすることこそ重要です。自主回収の「報告」を行わないことに罰則を設けることによって、自主回収を行うことそのものを躊躇してしまうような風潮が生じてしまうおそれがあり、それは制度本来の趣旨に反するため、**罰則は設けていません。**

なお、特定事業者が、**自主回収の報告をしない、又は虚偽の報告をした場合には、特定事業者に対し、必要な措置を行うよう勧告するとともに、正当な理由なく勧告に従わない場合には、公報への登載その他知事が適当と認める方法によって、その旨及び勧告の内容を公表することとしています。**

資料4 自主回収報告制度に基づく報告義務の判断フロー



3 自主回収の着手報告

(1) 自主回収着手報告書の提出時期と提出先

自主回収に**着手**したら、「自主回収着手報告書」を速やかに**管轄の保健所に持参し提出**してください。持参できない場合は、保健所に相談してください。

ここでいう自主回収の「着手」とは、自主回収することを決定し、食品等の納入先等に回収に関する情報提供を行った時点を指しますので注意してください。

なお、山梨県食品衛生法施行条例では、食品等による健康被害情報を入手した場合、又は食品衛生法に違反する事実を発見した場合、知事への報告が義務付けられています。これらの場合に加え、食品表示法に違反する事実のうち健康に悪影響のおそれがある場合も、**商品の異常を察知したら、着手報告の提出の有無に関わらず速やかに保健所にご相談ください。**

(2) 自主回収着手報告書の作成

報告書は様式に従って記入してください。（記載例は次ページのとおりです。）

提出時に最低限必要な情報（10項目）	
①	回収する食品等の商品名（名称）
②	回収する食品等を特定する情報 （形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等）
③	回収する食品等の販売年月日、販売先及びその数量（販売先リスト等） （様式に書ききれない場合は別添で可）
④	回収に着手した年月日
⑤	製造等が行われた事業所の名称及び所在地
⑥	回収する理由
⑦	回収するに至った経緯（回収する理由が生じた原因等）
⑧	回収の方法（回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等）
⑨	想定される健康への影響
⑩	連絡担当者の所属部署（名称及び所在地）及び氏名

第1報の時点で不明な部分については、「不明」と記入して提出し、後日、第2報で追加情報を提出してください。なお、追加情報はFAXでも提出可能です。

記入方法についてご不明の点がありましたら、提出先の保健所にご相談ください。

報告書の様式は県ホームページからダウンロードできます。キーワード（山梨県／食品／自主回収報告）で検索してください。

(3) 報告に必要な添付書類

報告の際、所定の様式のほかに、次の資料がありましたらご提出ください。

なお、提出いただく写真やリスト類については、可能な限りデジタルデータでの提出をお願いします。

添付する資料	必要な理由
<ul style="list-style-type: none"> 食品等あるいはそのパッケージ 食品等の表示部分のコピー 荷姿写真等 	回収対象食品等を特定するため
<ul style="list-style-type: none"> 自主検査の結果（自主検査を行った場合） 異物の写真 （社内の）苦情処理票等 	回収に至った原因を確認するのに必要なため（自主検査の結果が回収事由の場合は必ず添付してください。）
<ul style="list-style-type: none"> 社告、ホームページ、店頭表示等の内容 	問い合わせ等に対応するため

(記載例 1)

保健所に提出する日
を記載すること

(表)

平成〇〇年〇月〇日

山梨県知事 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1
氏 名 株式会社 △△食品
代表取締役 山梨 太郎 ㊟
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

自 主 回 収 着 手 報 告 書

(製造) 輸入・加工・販売) した食品等について、次のとおり自主的な回収に着手したので、山梨県食の安全・安心推進条例第 27 条第 1 項の規定により報告します。

回収する食品等の商品名 (名称)	〇〇漬け (しょうゆ漬け)
回収する食品等を特定する情報 (形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等)	容量及び形態： 150g 樹脂袋詰 (240個 ダンボール入) 1kg 樹脂袋詰 (150個 斗缶入) 賞味期限：23.10.15、23.10.18、23.10.19 ※商品の空袋、外装写真を添付
回収する食品等の販売年月日、販売先及びその数量	県内の「スーパー××」「〇〇ストア」等、計52店舗に出荷 (別紙販売先リスト参照) 合計出荷量：1kg×3,500袋、150g×6,000袋
回収に着手した年月日	平成〇〇年〇月〇日

(A4)

(裏)

製造等が行われた事業所の名称及び所在地	株式会社△△食品山梨工場 山梨県〇〇市〇〇町〇〇1111-1
回収する理由	1 食品衛生法及び食品表示法に違反するもの (違反内容：自主検査でソルビン酸1.3g/kg 検出) 2 様々な状況から合理的に判断して食品衛生法及び食品表示法に違反するおそれがあると認められるもの (1) 衛生管理の不備による異常 (2) 健康上の被害が生じているもの (3) 行政処分を受けた場合であって、処分対象品と同様の違反が疑われるもの (4) その他 [具体的な内容]
回収するに至った経緯 (回収する理由が生じた原因等)	先月、添加物倉庫清掃後に添加物製剤の計量に使用していたカップが行方不明となった。代わりの容器で計量したが、目盛を見誤ってしまったことが原因と考えられる。
回収の方法等 (回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等)	回収方法：販売店における返金と郵送による交換 周知方法：社告 (〇月〇日付〇〇紙朝刊に掲載、内容は別紙参照)、株式会社△△食品ホームページ (〇月〇日掲載開始) 販売店店頭告知 問合せ先：下記の「連絡担当者所属部署」参照 9:00~17:00 (土日祝日を除く) 回収品の保管場所：△△食品 山梨倉庫 回収終了予定：平成〇年〇月〇日頃
想定される健康への影響	通常の食べ方では特に問題ありません。
連絡担当者の所属部署 (名称及び所在地) 及び氏名	株式会社△△食品山梨工場 営業一課 佐藤 山梨県〇〇市〇〇町2丁目2-2 (電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)
備考	

(A4)

- 注 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
2 「回収する食品等を特定する情報」欄は、回収する食品等の形状、重量、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等を記載すること。また、回収する食品等について製品の表示事項又は写真がある場合は、これらを添付すること。
3 「回収の方法等」欄は、回収の方法、周知の方法、問合せ先、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定時期等を記載すること。また、ラジオ、テレビジョン、新聞、インターネット等により周知をする場合は、周知の内容を記した書面を添付すること。
4 支店長、工場長等が代表者から委任を受けて報告書を提出する場合は、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載し、代理人の印を押印すること。この場合、代表者の押印を省略することができる。

4 自主回収の終了報告

(1) 自主回収終了報告書の提出時期と提出先

自主回収が**終了**したら、「自主回収終了報告書」を速やかに管轄の保健所に持参し提出してください。

ここでいう自主回収の「終了」とは、特定事業者が把握している出荷先から回収し、かつ、出荷先から消費者に販売されていないことを確認し、所定の場所への保管を確認した時点を指します。しかし、市場に多数の食品等が販売されている場合には、回収終了の判断が難しい場合もあるので、必ず保健所に相談してから自主回収終了報告書を提出してください。

(2) 自主回収終了報告書の作成

報告書は様式に従って記入してください。（記載例は次ページのとおりです。）

提出時に最低限必要な情報（8項目）	
①	回収した食品等の商品名（名称）
②	回収を終了した年月日
③	回収した食品等の数量
④	回収するに至った経緯（回収する理由が生じた原因等）
⑤	再発防止のために講じた措置
⑥	回収した食品等の保管場所
⑦	処分等の方法
⑧	処分等を行う予定時期
⑨	連絡担当者の所属部署（名称及び所在地）及び氏名

記入方法についてご不明の点がありましたら、提出先の保健所にご相談ください。

報告書の様式は県ホームページからダウンロードできます。キーワード（山梨県／食品／自主回収報告）で検索してください。

(記載例 2)

(表)

平成〇〇年〇月〇日

山梨県知事 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1

氏 名 株式会社 △△食品

代表取締役 山梨 太郎 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

自 主 回 収 終 了 報 告 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に報告した食品等の自主的な回収については、これが終了しましたので、山梨県食の安全・安心推進条例第 27 条第 3 項の規定により報告します。

回収した食品等の商品名 (名称)	〇〇漬け (しょうゆ漬け)
回収を終了した年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
回収した食品等の数量	1 kg 袋入 × 2,730 袋 150 g 袋入 × 3,850 袋

(A 4)

(裏)

回収するに至った経緯 (回収する理由が生じた 原因等)	先月、添加物倉庫清掃後に添加物製剤の計量に使用していたカップが行方不明となった。代替りの容器で計量したが、目盛を見誤ってしまったことが原因と考えられる。なお、その後の調査で、新たに判明したことはありません。
再発防止のために講じた 措置	従業員に対し、添加物の計量に際し十分に注意するよう周知徹底しました。具体的な対策は現在検討中です。決定次第、別途報告します。
回収した食品等の保管場 所	回収した食品は全量〇〇食品本社倉庫に保管されています。
処分等の方法	回収した食品は全量産業廃棄物として廃棄します。
処分等を行う予定時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日の予定
連絡担当者の所属部署 (名 称及び所在地) 及び氏名	株式会社△△食品山梨工場 営業一課 佐藤 山梨県〇〇市〇〇町 2 丁目 2-2 (電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)
備考	

(A 4)

- 注 1 「回収した食品等の数量」欄は、回収した食品等に複数のロット (一の期間内に一連の工程により均質性を有するように生産され、製造され、又は加工された食品等の一群をいう。) がある場合は、当該ロットごとの数量を記載すること。
- 2 「回収するに至った経緯」欄は、自主回収着手報告書の提出後において新たに判明したものについて記載すること。
- 3 支店長、工場長等が代表者から委任を受けて報告書を提出する場合は、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載し、代理人の印を押印すること。この場合、代表者の押印を省略することができる。

5 公表及び自主回収着手報告書の取下げ

(1) 公表

ア 公表の目的

自主回収報告制度の目的の一つに、市場等から健康被害を及ぼすおそれのある食品等を速やかに排除することがあげられます。

そのためには、特定事業者から報告された情報を県民に提供する必要があります。

山梨県では、県ホームページを活用して、情報提供を行います。

イ 公表する内容

「自主回収着手報告書」に記載の次の事項を県ホームページで公表します。

- ①着手報告書受理年月日
- ②食品等の商品名（自主回収対象食品等の商品名及び商品を特定するための情報）
- ③自主回収の理由
- ④想定される健康への影響
- ⑤特定事業者名及びその所在地
- ⑥回収方法
- ⑦問い合わせ先
- ⑧その他公表が必要と認められる事項（適宜判断します。）

ウ 県ホームページへの掲載

①自主回収着手時

「自主回収着手報告書」を受理した後、**速やかに掲載**します。

②自主回収終了時

「自主回収終了報告書」を受理した後、自主回収が終了した旨の情報を**1ヵ月間掲載した後に削除**します。

但し、期限表示に誤りがあった場合は、その都度検討します。

例)

「賞味期限 平成27年5月1日」の商品を、「平成29年5月1日」と印字ミスをしてしまったが、販売したもの以外は全部回収できたので、自主回収終了報告書を、平成27年4月10日に受理した。

通常は、商品情報の上に次のような文章を加え、掲載期限がきたら削除します。

[自主回収終了報告書を平成27年4月10日付で受理しました。]

例) の場合は、以下のような文章が加えられます。

[自主回収終了報告書を平成27年4月10日付で受理しました。ただし、この商品の情報は、食品衛生上の観点から、平成29年5月1日まで掲載します。]

<自主回収が終了した後も情報を掲載する理由>

自主回収が終了したことを県民に周知し、回収漏れがないか確認していただく必要があるため。

(2) 自主回収着手報告書の取下げ

自主回収着手報告を行い、回収を開始したものの、その後の調査で条例に基づく報告義務に当てはまらなくなることがあります。こうした場合には取下げ手続きをすることになります。

ア 取下げに該当する場合

条例に基づく報告義務の対象外であることが明らかになった場合には、取下げ対象となります。

- ① 食品衛生法及び食品表示法違反やその疑いがあると判断した事実には誤りがあり、それが否定された場合（自主検査の結果が誤っていた、指定外添加物を使用していたと考えていた物質が天然成分由来だった等）
- ② 適用除外に該当するため報告が不要になることが判明した場合（自主回収着手報告書の提出後に県内に食品が流通していなかったことが判明した場合等）

イ 取下げ手続き

条例に基づく自主回収着手報告書を提出した特定事業者が、当該報告書を提出した保健所に対して「自主回収着手報告書の取下げ届」を提出する方法により行います。

（様式は任意ですが次ページの「自主回収着手報告書の取下げ届」を参考に作成してください。）

取下げを行う場合には、特定事業者は、報告を取り下げることとなった理由が明らかとなる書類等（自主検査結果、食品等の流通先一覧等）を持参のうえ、事前に保健所に対応を相談してください。

ウ 取下げに関する情報の公表

原則として、取下げ届を受理した後、速やかに、県ホームページで公表している自主回収情報について取下げが行われた旨、掲載します。

なお、取下げに関する情報は、**取下げが行われた旨を県ホームページに掲載した日から1週間経過後に削除**します。

エ 行政命令等の対象となった場合

自主回収着手報告後に食品衛生法及び食品表示法に基づく行政命令等の対象になった場合には、他都道府県市や県内保健所が行政命令等を行った旨を、自主回収着手報告書の提出を受けた保健所が確認した時点で本制度の対象外となりますので、速やかに県ホームページにその旨を掲載します。（自動的に制度の対象外になりますので、特定事業者からの取下げ届の提出は必要ありません。）

この場合、県では、**対象外になった旨を県ホームページに掲載した日から1週間経過後に削除**します。ただし、命令対象以外にも自主回収対象のロットが存在する場合には、県ホームページへの掲載は継続されることとなります。

(参考様式：自主回収着手報告書の取下げ届)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

㊤

(法人にあつては、名称、主たる事業所の所在地及び代表者氏名)

自主回収着手報告書の取下げ届

平成 年 月 日に提出した自主回収着手報告書について、報告すべき事由に該当しなくなったので、次のとおり取下げ届を提出します。

- 1 自主回収しようとした食品等の商品名 (名称)
- 2 取下げることとなった理由
- 3 担当者又は問い合わせ先

6 自主回収報告制度に関するQ & A

1 自主回収報告制度の趣旨

Q 1-1 条例で自主回収の報告を義務付ける理由は何ですか？

自主回収の情報は、事業者のホームページや新聞広告、あるいは店頭告知などにより県民に提供されていますが、事業者が個々に行っていることもあり、あふれる情報の中から県民がその情報に接することはなかなか困難なことです。

そこで、条例に基づき、食品等の自主回収の報告を義務付け、行政が自主回収情報を的確に把握し、県民に対してその情報を適切に提供することで、自主回収されている食品を誤って県民が飲食することを防止することにつながるとともに、県民が回収に協力することで、食品事業者の回収をより促進することができると考えています。

Q 1-2 報告することで事業者にメリットはあるのですか？

事業者が報告した自主回収の情報を、県ホームページに掲載し、広く県民に周知することにより、食品等の正確で迅速な回収が促進されます。

また、回収情報の適切かつ迅速な情報提供により県民と事業者との信頼感がより高まることも期待されます。

Q 1-3 自主回収の報告をすれば、食品衛生法違反であっても行政処分を受けることはありませんか？

本制度の目的は、事業者の自主的な取り組みである自主回収について報告いただき、県がそれを公表することで、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止につなげていくものです。

したがって、自主回収が適切に行われ、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止の措置が確実に行われている場合、当該食品等に対してあえて行政命令を行う必要性は乏しいものと考えられます。

しかし、現に健康被害が発生している場合、事業者では原因究明が困難で事業者自身では再発防止対策がとれない場合、回収方法等が不適切で迅速かつ確実な回収が期待できない場合など、県が積極的に関与する必要がある場合には、回収命令等の行政処分を行う場合があります。

2 自主回収報告制度の内容

(1) 自主回収報告制度の概要

Q 2-(1)-1 自主回収の報告義務とは？

自主回収報告制度は、特定事業者が自主回収を決定した場合において、知事への報告を義務付けるものです。自主回収そのものを義務付けるものではありません。

(2) 「自主回収」とは

Q 2-(2)-1 自主回収報告制度の対象となる「自主回収」とは？

自主回収報告制度における「自主回収」とは、特定事業者が、その製造、輸入、加工又は販売した食品等について、自主検査や消費者からのクレーム等により、自ら食品衛生法及び食品表示法違反、又はその疑いがあることに気づき、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止のため、自らの判断で回収を決定し、実施することを指します。

Q 2 - (2) - 2 自主回収するよう行政指導を受けた食品についても、報告義務はありますか？

健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止のための情報は、もれなく県民に周知する必要がありますと考えます。そのため、保健所等による行政指導の有無に関わらず、自主回収を行う場合には、その情報を公表する必要がありますので、報告していただくこととなります。

Q 2 - (2) - 3 食品衛生法第54条の規定による命令を受けて回収する食品についても、報告義務はありますか？

特定事業者が、その製造、輸入、加工又は販売した食品等について、自ら食品衛生法違反又はその疑いがあることに気づき、自らの判断で回収を決定し、実施しているとは言えず、本制度における「自主回収」に該当しないため、報告義務はありません。

食品衛生法の規定に基づき、県の指導・監督の下、回収から廃棄に至るまでの手続きが行われるとともに、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止のための情報が、県民に周知されることとなります。

(3) 「特定事業者」とは

Q 2 - (3) - 1 「特定事業者」とは？

特定事業者とは、「食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するもの」をいいます。

なお、「その事業を行うための施設」とは、「食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行うための施設」のことを指しますので、食品等に係る事業と無関係の施設は「その事業を行うための施設」に含まれません。

Q 2 - (3) - 2 県内の事業所は、回収品の流通や回収に関わっていないのですが、特定業者に該当しますか？（例：他県にある自社工場で菓子製造を行っているが、県内には自社経営の飲食店舗が1軒のみ存在している。）

県内の事業所が食品等を扱っておらず、回収品の流通や回収に関与していない場合は、特定業者に該当しないので報告の必要はありません。

しかし、例にあるように県内に食品等を取り扱う飲食店舗があれば、回収品の流通や回収への関与に関わらず、特定業者に該当するので、報告義務が課されます。

※県内拠点での食品等の取り扱いの有無で特定事業者かどうかを判断

県内拠点	飲食 店舗（1軒のみ） ⇒ 報告義務有
県外拠点	菓子製造工場（製造した食品を自主回収）

Q 2 - (3) - 3 県内の事業所では、食品に関する事業を行っていないのですが、特定業者に該当しますか？（例：県外に本社を置く総合商社が、その輸入した食品の自主回収を行うが、県内の営業所では、機械部品のみを扱い、食品等を扱っていない。）

例にあるように県内の事業所で食品等を扱っていない場合には、特定業者に該当しませんので報告の必要はありません。

※県内拠点での食品等の取り扱いの有無で特定事業者かどうかを判断

県内拠点	営業所（ 機械部品の販売のみ ） ⇒ 報告義務無
県外拠点	本社（輸入した食品を自主回収）

Q 2 - (3) - 4 県内には倉庫しかありませんが、特定事業者には該当しますか？

県内の倉庫を「食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行うための施設」として使用している場合には、当該倉庫は、「事務所、事業所その他その事業を行うための施設」に当たるため、特定事業者には該当します。

なお、報告にあたっては、報告内容について事業者の本部（本社、営業本部等）と十分に調整を行い、当該倉庫を所管する事務所または事業所が報告書を提出してください。

Q 2 - (3) - 5 販売者を特定事業者の範囲に含めたのはなぜですか？販売者は、あまり関係ないのではないのでしょうか？

販売者であっても、自らの責任において、自主回収を行う場合があります。そのような場合には、販売者から自主回収報告を受ける必要があるため、販売者も特定事業者の範囲に含めています。次のとおり、自主回収を行うことが想定される販売者を例示します。

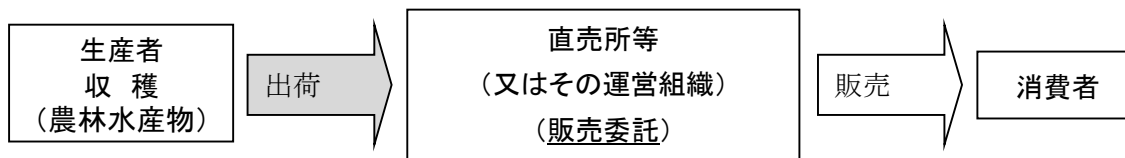
- 商品に自社（自店）名を冠する（プライベートブランド商品）販売者
- 製造者の製造所固有記号を当該製造者と連名で消費者庁長官に届出した販売者
- 自らの管理の不備により問題が生じた食品（他社製品）を販売した販売者

Q 2 - (3) - 6 直売所に農産物を出品している農家ですが、特定事業者には該当しますか？

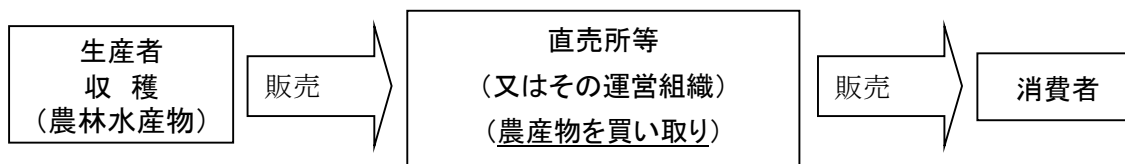
農家が農産物の販売を直売所に委託している場合、受託者である直売所が販売者として特定事業者には該当することとなります。委託者である農家は、特定事業者には該当しません。

また、当該農産物を直売所が農家から買い取って販売している場合、農家は、販売者として特定事業者には該当することとなりますので、当該農産物を農家自らが自主回収する場合には、報告義務が生じます。

①農家が農産物の販売を直売所等（又はその運営組織）に委託（生産者≠特定事業者）



②直売所等（又はその運営組織）が、農家から農産物を買って販売（生産者＝特定事業者）



Q 2 - (3) - 7 県内に事務所・事業所がなくても、県内に食品等を流通させていれば、報告義務の対象とすべきではないのでしょうか？

単に商品が流通しているだけで事務所等が本県にない県外事業者には、条例の性質上、当該事業者には報告義務を課すことができませんが、当該事業者から任意で報告の提出があった場合には、条例の報告に準じて県ホームページに情報を掲載することとしています。なお、任意の報告の受付窓口は消費生活安全課となります。

(4) 報告対象となる食品等の範囲

Q2-(4)-1 自主回収の報告対象となる「食品等」とは？

自主回収の報告対象となる「食品等」は、次のとおりです。

食品等に含まれるもの	例
食品 (食品衛生法第4条第1項) (食品表示法第2条第1項)	すべての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く）
食品添加物 (食品衛生法第4条第2項) (食品表示法第2条第1項)	「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物」 例：保存料、発色剤、甘味料等
器具 (食品衛生法第4条第4項)	「飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物」 例：食器、箸、スプーン、食品製造に使用する機械等
容器包装 (食品衛生法第4条第5項)	「食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの」 例：びん、缶、樹脂パック、袋等

Q2-(4)-2 「乳幼児用おもちゃ」（食品衛生法第62条第1項）を自主回収しますが、報告が必要ですか？

この条例では、「食品等」の範囲を「人が飲食の目的で摂取するもの、もしくはその摂取に付随するもの」と捉えており、「乳幼児用おもちゃ」については、そもそも飲食の目的で摂取するものではないため、この条例に基づく自主回収報告制度の対象としていません。

したがって、自主回収の報告は必要ありませんが、自主回収する「乳幼児用おもちゃ」が食品衛生法に違反している場合には、その事実を速やかに管轄の保健所にお知らせください。

なお、任意で報告の提出があった場合には、条例の報告に準じて県ホームページに情報を掲載することとしています。任意の報告の受付窓口は管轄の保健所となります。

(5) 報告を義務付ける自主回収

Q2-(5)-1 報告を義務付ける自主回収にはどのようなものがありますか？

報告を義務付ける自主回収は、次のとおりです。

- 食品衛生法の規定に違反する食品等を製造、輸入、加工又は販売したこと、或いは食品表示法の表示基準違反（アレルギー（食物アレルギーの原因となる物質）、保存の方法、使用の方法、消費期限、賞味期限）をしたことを発見し、自ら回収した場合
 (例) 消費期限を10月15日で表示しなくてはならない商品に、11月15日と表示してしまった。
 (例) 4℃以下で保存するべき商品に、10℃以下で保存と表示してしまった。
- 臭い、味、外観など様々な状況から、人の健康への悪影響を未然に防止するために自ら回収する場合
 (例) 複数の消費者から変な臭いがするとの苦情があった。
 (例) 一日の作業終了時の製造ライン点検で金属メッシュが破損しており、食品に混入している可能性が考えられる。
 (例) 商品の一部に加熱殺菌が不十分なものがあり、細菌が繁殖するおそれがある。
 (例) 他の食中毒事例の原因となった食品と同じ食品を原材料として使用して製品を製造していた。

Q 2-(5)-2 報告すべき自主回収事由に該当するかどうか判断できない場合は、どうすればよいですか？

報告すべきかどうか判断に迷うような場合に限らず、食品等の自主的な回収に着手しようとする場合には、まず、最寄りの保健所にご連絡いただくようお願いします。なお、第一報をいただく時点で自主回収着手報告等の書類は整っていないくとも差し支えありません。

Q 2-(5)-3 報告すべき自主回収事由に該当しない場合については、保健所に連絡をしなくてもいいということですか？

事業者では食品衛生法及び食品表示法の規定に違反する事実はないと考えても、実際には、食品衛生法及び食品表示法の規定に違反しているような場合も考えられます。

また、当該回収品が報告義務の対象でない場合であっても、県として、食品衛生法及び食品表示法に基づく指導や改善状況の確認をする必要がありますし、他の自治体や県民からの問い合わせも想定されます。

そこで、理由の如何を問わず、食品等の自主回収に着手しようとする場合には、保健所にご連絡いただくようお願いします。

Q 2-(5)-4 表示の基準に係る違反についても、例外なく、すべてを報告対象にすべきではないですか？

本制度は、自主回収の情報を広く県民に周知することで、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止につなげることを目的としていますが、

- ① 期限の表示
- ② アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質）の表示
- ③ 保存方法の表示
- ④ 使用の方法

以外の表示基準違反については、健康に悪影響を及ぼす可能性が低いと考えられるため、報告の対象とする必要がないと考えています。

Q 2-(5)-5 食品表示法上、食品分類によっては、期限表示や保存方法の表示を省略できる場合がありますが、こうした省略可能な項目を省略せずに表示した際にその内容に誤りがあり、そのことを理由に自主回収を行う場合も、報告が必要ですか？

省略可能な項目を省略せずに表示した場合で、かつ、期限表示や保存方法の表示に誤りがあった場合、このことを理由に自主回収に着手したのであれば、本制度による報告が必要です。

Q 2-(5)-6 印字機の不具合等で、表示が正しく読み取れないことを理由に自主回収を行う場合も、報告が必要ですか？

食品表示が正しく読み取れない場合は、本来表示すべき事項が表示されていない状態と同じといえますので、期限の表示、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質）の表示及び保存方法に係る表示である場合には、本制度による報告が必要です。

Q 2-(5)-7 消費期限として「11.08.01」と表示すべき商品に「11.80.01」と記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか？

このような表示は、表示の意味をなさないものであり、本来表示すべき事項が表示されていない状態と同じといえますので、本制度による報告が必要です。

Q2-(5)-8 本来表示すべき消費期限よりわずかに後の日付を記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか？

健康への悪影響を及ぼすおそれは少ないとは考えられますが、本来表示すべき事項が表示されていないことから、食品表示法の規定に違反する事実があるものと考えられますので、本制度による報告が必要です。

Q2-(5)-9 ショートケーキの消費期限として「11.08.01 10:00」と表示すべき商品に、「11.08.01 16:00」と記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか？

食品表示法で義務付けている消費期限の表示は年月日であることから、時刻に誤りがある場合は、食品表示法に違反するものとはいえませんので、本制度による報告の必要はありません。

Q2-(5)-10 本来表示すべき消費期限（賞味期限）よりも前の日付を記載したことを理由に自主回収に着手した場合、報告は必要ですか？

本来表示すべき期限よりも前の日付を記載することは、明らかに基準に合わない表示とはいえませんので、本制度による報告の必要はありません。

Q2-(5)-11 既に消費期限（賞味期限）を経過した商品を自主回収する場合、報告は必要ですか？

消費期限（賞味期限）を経過しているからといって、直ちに県民が飲食する可能性がなくなるということはないため、県民に対して、自主回収情報を公表する必要があると考えます。そのため、本制度による報告が必要です。

Q2-(5)-12 業務用の商品を自主回収する場合も報告が必要ですか？

業務用食品であっても、スーパーマーケットやディスカウントショップ等では、個人消費者向けに販売されているものもあり、「業務用」であることだけを理由に報告義務の対象外とすることはできません。

ただし、販売ルートが限られていて特定の飲食店でしか提供されていないこと等が確認され、全て確実に回収できる場合には、報告義務の対象外となります。

Q2-(5)-13 農薬取締法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に違反する事実があると判断して、自主回収を行う場合には、報告は必要ないのですか？

一般論として、農薬取締法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に違反する事実がある場合、食品衛生法にも違反しているおそれがありますので、このような食品等の自主回収については、「食品等の生産の状況から合理的に判断して食品衛生法に違反するおそれがあると認められる食品等」に該当するものとして、報告が必要です。

ただし、当該違反により、衛生上の危害が想定されない旨特定事業者から合理的に説明がなされる場合（農薬取締法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に違反する事実はあるが、自主検査の結果、食品衛生法の基準を満たしており、当該食品の安全性が確認されている場合等）、条例の定める事由に該当しないため、報告の義務はありません。

Q 2 - (5) - 1 4 加工食品の原材料である魚介類が、えびやかにかいを餌にしている場合など特定原材料（アレルゲン）のコンタミネーション（意図しない混入）が判明し、自主回収に着手した場合、報告が必要ですか？

特定原材料（アレルゲン）の混入が必ず発生する場合には、「えび」や「かに」などの特定原材料を表示する必要があるため、表示違反として報告が必要になります。

また、意図しない混入が当該ロットのみに存在し、「えび」や「かに」を原材料にしていなければ、アレルゲンの表示する必要はないため、表示違反にはなりません。しかし、自主回収着手報告書の「回収する理由」を「異物の混入等の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの」（食品衛生法第6条第4号）として報告する必要があります。

(6) 適用除外の考え方

Q 2 - (6) - 1 通信販売や宅配など、すべての販売先を把握できる場合にも報告が必要ですか？

販売先が限定され、購入者リスト等により購入者を特定でき、自主回収を行う特定事業者が個別に購入者に連絡し、直接回収することが確実に可能である場合、報告は必要ありませんが、何らかの理由で全ての購入者に連絡が行き届かない場合は、報告が必要です。

通販や宅配だから直ちに報告しなくても良いというわけではなく、個別に判断することになります。

Q 2 - (6) - 2 製造所から出荷した商品が小売店の店頭に並ぶ前に製造者等の指示により回収された場合にも報告が必要ですか？

消費者に販売されていない場合には、県民の健康に悪影響を及ぼすおそれがないため、適用除外となり、報告は必要ありません。ただし、一部が販売されてしまった場合には、適用除外とはならず、知事への報告が必要になりますのでご注意ください。

Q 2 - (6) - 3 県内の製造所で加工された商品が全て県外に出荷され、県内に流通していない場合にも報告が必要ですか？

既に消費者に販売されている場合であっても、県内に流通していない場合には、県民の健康に悪影響を及ぼすおそれが低く、広く県民に周知する必要がないと考えられるため、適用除外となり、報告は必要ありません。

なお、出荷先の自治体への報告については、その必要性の有無を関係自治体に問い合わせ確認してください。

(7) 罰則について

Q 2 - (7) - 1 報告をしなかった場合の罰則はないのですか？

自主回収は、あくまで事業者の自発的な取組であり、これらの取組が促進されるようにすることこそ重要です。自主回収の「報告」を行わないことに罰則を設けることによって、自主回収を行うことそのものを躊躇することにつながるおそれがあり、それは制度の趣旨に反するため、罰則は設けていません。

なお、特定事業者が、自主回収の報告をしない、又は虚偽の報告をした場合には、特定事業者に対し、必要な措置を行うよう勧告するとともに、正当な理由なく勧告に従わない場合には、公報への登載その他知事が適当と認める方法によって、その旨及び勧告の内容を公表することとしています。

3 自主回収の着手報告

Q 3-1 県内に同格の営業所が2か所ある場合には、どこで報告すればいいですか？

複数の営業所が、報告対象である自主回収の実施について同等の責任を有する場合は、事業者において対応する窓口を一本化し、窓口となる事務所等から報告してください。

Q 3-2 プライベートブランド商品又は製造所固有記号を使用した商品について、製造者の本社と販売者の本社の両方が県内にある場合には、どちらが報告すべきですか？

プライベートブランド商品や製造所固有記号を使用した商品については、製造者と販売者の双方が、自主回収の実施について同等の責任を有するものと考えられますが、どちらか一方が主体となって自主回収を行う場合には、主体となる事業者が報告してください。製造者と販売者が共同して自主回収を行う場合は、連名により報告することも可能です。

Q 3-3 県外の販売者から委託されて製造している食品（県内にも流通している）の一部にアレルギーの表示ミスがあり、県外の販売者（特定事業者に該当しない）が自主回収をすることになりました。製造者として自主回収はしませんが、報告の義務はありますか？

条例に基づく報告の義務はありません。

なお、任意で報告の提出があった場合には、条例の報告に準じて県ホームページに情報を掲載することとしています。任意の報告の受付窓口は管轄の保健所となります。

Q 3-4 県外のメーカー（特定事業者に該当しない）が自主回収を行い、回収対象の商品を販売した県内の量販店（特定事業者に該当）が自主回収に協力する場合、県内の量販店が報告すべきでしょうか？

当該量販店は、自主的に回収しているのではなく、メーカーによる自主回収をお手伝いしているに過ぎないので、そもそも報告義務がありません。

しかしながら、「食品衛生法及び食品表示法違反と考えられるものや健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止の観点から行う」自主回収で、当該自主回収の対象となる食品等が県内に流通している場合は、条例の趣旨に照らして、県民に当該自主回収の情報を周知する必要がありますので、メーカーから任意に報告があれば、県ホームページで公表します。県外のメーカー（特定事業者に該当しない）からの任意の報告の受付窓口は消費生活安全課となります。

Q 3-5 既に報告が義務付けられている自治体に報告しているのですが、山梨県内にも商品の流通がある場合は、山梨県に報告が必要ですか？

県内に事務所等の施設を有する特定事業者には、他の自治体での報告の有無に関わらず、本県にも報告していただくこととしています。

Q 3-6 県内に本社があり、特定事業者に該当するので山梨県に報告しましたが、製造施設が他県にある場合は、その県の保健所に相談や連絡をする必要はありませんか？

自主回収を行う原因となった施設を所管する保健所が当該施設に対して、食品衛生法及び食品表示法上、指導等を行う必要がありますので、製造施設を所管する都道府県市の保健所にも連絡し、その指示に従ってください。

Q3-7 保健所にはいつの時点で相談・報告すればいいですか？

自主回収の着手報告をしていただくのは、実際に回収に着手した後ですが、報告すべき要件に該当するか否かなど、事前に確認させていただきたい点もありますので、自主回収を検討している場合は、できるだけ早く保健所にご連絡いただくようお願いします。

Q3-8 着手報告の詳細な内容は、自主回収に着手してもなかなか提出することができません。全ての項目に記入しないと受理してもらえませんか？

報告書のすべての項目を記入の上、提出いただくことが望ましいですが、回収の対象となる食品等の「販売年月日、販売先及びその数量」については、把握に相当程度時間がかかる場合もあるかと思いますので、その他の事項が記入されていれば、保健所は自主回収着手報告書を受理することとしています。

この場合、回収の対象となる食品等の「販売年月日、販売先及びその数量」については、確認次第、後日お知らせください。

なお、自主回収情報を適時適切に県民に提供するためには、着手した時点で速やかに報告していただく必要があります。また、回収の手配に際しても、まず自主回収報告制度の対象なのかといった確認をしておく必要がありますので、早めに保健所に一報を入れてください。

Q3-9 法人の場合、自主回収着手報告書の住所、氏名は、本社所在地と代表者氏名でなければなりませんか？

報告に対する責任を明確にするには、組織の代表者から報告していただくことが必要と考えますので、報告者が法人の場合には、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

ただし、報告書の提出を工場長や支店長などの自主回収の着手と報告に責任を有する者に委任することができますので、この場合には、次のように記入してください。

なお、報告書に委任状を添付する必要はありません。内部で適切な委任行為を行っておいってください。

住 所 ○○県○○市○○町1-1-1

氏 名 株式会社 △△食品

代表取締役 山梨 太郎

上記代理人 甲府支店長 甲斐 次郎



※認印も可

Q3-10 自主回収着手報告書の「想定される健康への影響」とは、どのようなことを記入すればよいのですか？

「通常の食べ方であれば問題なし」、「場合によっては下痢等の症状を起こすことがある」など、特定事業者による自主検査の結果等から把握できる範囲で記入してください。

Q3-11 既に着手報告をしている食品等の別ロット品について、同様の事由により自主回収を行う場合には、あらためて自主回収着手報告書を提出する必要がありますか？

「自主回収着手報告書（第2報）」として提出してください。なお、その際は、アンダーライン等により変更箇所が分かるようにしてください。

Q 3-12 自主回収着手報告書の提出はFAXや電子メールではいけませんか？

保健所では、必要に応じて、適切な回収や再発防止等について助言や指導等を行うため、本制度による着手報告の際に自主回収の状況をお伺いします。お手数ですが、可能な限り、直接、保健所に報告書をご持参ください。

なお、保健所に持参が難しい場合は、電話連絡の上、ファックスや電子メールでもご提出いただけますが、印（法人にあっては、代表者の登記印。自主回収の着手と報告に関する権限の委任を受けている工場長、支店長等にあつては、受任者たる工場長、支店長等の印）の押印がある正本は、別途郵送してください。

4 自主回収の終了報告

Q 4-1 何を目安に自主回収終了の判断をすれば良いでしょうか？

自主回収終了の判断の目安として「取引先等からの回収終了後、消費者から回収する食品の消費期限が経過し、消費者が誤って喫食することがないと考えられる場合」、「消費者からの回収品が届かなくなってから一定期間（6月から1年程度）経過した場合」などが考えられます。しかし、市場に多数の回収品が販売されている場合には、回収終了の判断が難しい場合もあるので、必ず保健所に相談してから自主回収終了報告書を提出してください。

Q 4-2 自主回収終了報告書は全て記入しないと受理してもらえませんか？

回収が終了した旨を県民に情報提供するため、「再発防止のために講じた措置」以外の項目が記載されていれば、保健所は自主回収終了報告書を受理することとしています。この場合、「再発防止のために講じた措置」は、後日お知らせください。

Q 4-3 回収品に表示されている消費期限または賞味期限をもって回収終了としてよいですか？

「回収を終了したとき」とは、特定事業者が把握している納入先から回収して、所定の場所への保管を確認した時点（多数の商品が既に消費者の手に渡っている場合には、消費者からの回収が概ね終了した時点）をいいますので、一概に表示上の期限をもって回収終了と扱うことはできません。

しかし、冷凍保存できないなど、食品等の特性等から、表示上の期限をもって回収終了と扱うことが適当な場合もありますので、個別の事例については、自主回収着手報告書を提出した保健所にご相談ください。

Q 4-4 自主回収終了報告書を提出しましたが、後から当該回収品が少量回収されました。この場合、再度報告書を提出する必要がありますか？

まずは、自主回収終了報告書を提出した保健所にご連絡ください。保健所では、状況をお伺いした上で、必要に応じて、再度回収に着手するよう指導することがあります。こうした指導や事業者自らの判断により再度の回収に着手した場合には、あらためて自主回収着手報告書を提出してください。

なお、このような事態にならないよう、自主回収の終了の判断については、慎重に行うようお願いします。

Q4-5 自主回収終了報告書の提出はFAXや電子メールではいけませんか？

保健所では、必要に応じて、回収品の処分や再発防止等について助言や指導等を行うため、本制度による終了報告の際に自主回収の状況をお伺いします。お手数ですが、可能な限り、直接、保健所に報告書をご持参ください。

なお、保健所に持参が難しい場合は、電話連絡の上、ファックスや電子メールでもご提出いただけますが、印（法人にあっては、代表者の登記印。自主回収の着手と報告に関する権限の委任を受けている工場長、支店長等にあっては、受任者たる工場長、支店長等の印）の押印がある正本は、別途郵送してください。

5 公表及び自主回収着手報告書の取下げ

(1) 公表

Q5-(1)-1 自主回収の報告内容を、県が県民へ情報提供するのはなぜですか？

自主回収報告制度は、事業者が実施する自主回収について、県が、県民に対してわかりやすく信頼のある情報を提供することで、県民からの違反食品等の正確で迅速な回収を促進し、もって食品等による健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止を図ることを目的としています。

県が収集した情報を一元化して提供することにより、自主回収が一層促進されるだけでなく、こうした仕組みの存在を通じて自主回収情報の公表や危害の排除に積極的に取り組む事業者に対する県民の信頼が向上することも期待されます。

Q5-(1)-2 社告等で自主回収情報を提供していても、報告しなければならないのでしょうか？

社告によりお知らせをしても、1日限りの掲載であり、また全ての全国紙に掲載されるとは限らないため、必ずしも全ての県民が知りうるとは限りません。また、各事業者がインターネットのホームページにより情報提供していたとしても、県民が事業者ごとにホームページを毎日確認するのは困難であり、提供される情報も、健康への悪影響を未然に防止する情報が県民にわかりやすく適切に伝えられているとはいえない場合もあります。

このため、社告等で周知を行っているか否かに関わらず、県としても回収情報の提供に取り組むことが必要と考えますので、県民への情報提供の観点から、条例上必要と認められる回収事由については報告を求めることにしています。

Q5-(1)-3 県ホームページで情報提供するのであれば、社告はしなくてもよいのでしょうか？

自主回収の報告は、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止の観点から、事業者による周知のみに委ねるのではなく、県として広く県民に情報を提供して回収を促進する必要があるとの考えに基づき、報告義務の対象としているものです。

したがって、県が公表するからといって、社告など自らの周知活動をしなくてもよいというわけではなく、事業者としても、積極的に社告やホームページ、店頭での告知に努めていただくようお願いします。

Q5-(1)-4 県外の事業者（特定事業者に該当しない）が山梨県に任意の自主回収報告をする場合、報告はどこにすればいいですか？また、県ホームページに情報は掲載してもらえますか？

県外の事業者（特定事業者に該当しない）の任意の報告は消費生活安全課にしてください。また、報告の内容は県ホームページに掲載することとしています。

Q5-(1)-5 原産地表示に誤りがあったので自主回収を行います、報告を要する自主回収事由に該当しないので、報告義務が生じません。任意に報告するので、県ホームページに情報を掲載してもらえないでしょうか？

報告を要する自主回収事由に該当しない場合でも、特に希望があれば、県ホームページに自主回収の情報を掲載し、事業者の自主的な情報提供を支援しますので、任意に報告してください。なお、任意の報告の受付窓口は消費生活安全課となります。

Q5-(1)-6 「想定される健康への影響」は、事業者が報告した内容がそのまま公表されるのですか？

原則として、事業者からの報告内容をそのまま公表しますが、必要に応じて注釈を加えるなど、県民にとってよりわかりやすい表現で公表することもあります。

(2) 自主回収着手報告書の取下げ

Q5-(2)-1 報告後に条例に基づく報告義務の対象外であることが判明した場合は、どのようにすればよいですか？

まずは、自主回収着手報告書を提出した保健所にご連絡ください。事情や状況をお伺いした上で、報告義務の対象外であると判断できる場合は、「自主回収着手報告書の取下げ届」を提出していただくことになります。

山梨県食の安全・安心推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 推進計画等（第7条―第9条）

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策

第1節 食の安全・安心を推進するための体制整備（第10条―第13条）

第2節 生産から販売に至る食品の安全性の確保（第14条―第17条）

第3節 食品に関する正確な情報の提供（第18条―第21条）

第4節 関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築（第22条―第25条）

第4章 健康への悪影響の未然防止（第26条―第30条）

第5章 山梨県食の安全・安心審議会（第31条―第33条）

第6章 雑則（第34条）

附則

食は、人の生命の源であり、その安全性と信頼性が確保されることは、私たちが健康で安心して暮らしていくために極めて重要である。

近年の科学技術の進歩や国際化の進展の中で、国内外からもたらされる多種多様な食品が日々の食卓を彩り、私たちは、豊かな食生活を享受できるようになった。

一方、近年、食品の安全性を脅かし、その信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が強く求められている。

本県は、全国屈指の果樹王国として、また、我が国におけるワインの主産地として広く知られており、本県の風土が擁する清らかな水や空気、恵まれた自然環境を活かした様々な農林水産物やそれらを主な原材料とした加工食品、ほうとうや煮貝などの郷土食・食文化は県民全ての誇りであり、本県のブランドイメージの重要な構成要素となっている。それらを守り、育て、次の世代に継承していくためにも、県産食品の安全・安心の確保は不可欠である。

今こそ、生産者、事業者、県民の全てが、食の重要性を十分に認識し、環境の保全にも配慮しながら、食の安全・安心の確保に向けて、創意工夫を重ね、それぞれの責務や役割を協働して果たすことが必要である。

ここに、県民の総意として、消費者が安全にかつ安心して消費できる食品等の生産及び供給の拡大を通じ、健康で安心できる真に豊かな県民生活の実現に寄与するため、将来にわたって食の安全・安心の確保を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県、生産者及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、並びに食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心の確保 食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- (2) 食品 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品をいう。
- (3) 食品等 食品、添加物（食品衛生法第4条第2項に規定する添加物をいう。第6号イ及び第27条第1項第2号において同じ。）、器具（同法第4条第4項に規定する器具をいう。第6号ロにおいて同じ。）、容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。同号ロにおいて同じ。）及び食品の原材料として使用される農林水産物をいう。
- (4) 生産資材 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。
- (5) 生産者 農林水産物（食用以外の用途に供するものを除く。）の生産（採取を含む。以下同じ。）の事業を行う者及びその組織する団体をいう。
- (6) 事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 食品又は添加物の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売の事業（農業及び水産業における食品の採取業を除く。）を行う者
 - ロ 器具又は容器包装の製造、輸入又は販売の事業を行う者
 - ハ 学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する事業を行う者
 - ニ 生産資材の生産、製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者
- (7) 特定事業者 食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 4 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。
- 5 食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者及び事業者の責務)

第5条 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 生産者及び事業者は、前項の措置を講ずるに当たっては、その使用人その他の従業者が食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めることができるよう特に配慮しなければならない。

3 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等又は生産資材に起因して県民の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、速やかにその原因を究明し、及びその拡大又は発生の防止のために必要な措置を迅速かつ確実に講ずる責務を有する。

4 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

5 前4項に掲げるもののほか、生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、及び必要な情報を収集するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、食品等の消費に際しては、その使用、調理、保存その他の取扱いに起因して人の健康に悪影響を及ぼすことがないよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めること等によって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 推進計画等

(推進計画)

第7条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全・安心の確保に関する施策についての基本的な方針

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（推進計画の実施状況の公表）

第8条 知事は、毎年度、推進計画の実施状況を山梨県食の安全・安心審議会に報告し、かつ、これを公表しなければならない。

（施策の提案）

第9条 県は、県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止についての提案があったときは、第7条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる場合を除き、当該提案について検討を行い、当該提案をした者に対してその結果を通知するとともに、その内容を公表するものとする。

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策

第1節 食の安全・安心を推進するための体制整備

（危機管理体制の整備等）

第10条 県は、食品を摂取することにより県民の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（人材の育成）

第11条 県は、食の安全・安心の確保に関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するため、講習会の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

（国等との連携等）

第12条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（関係者との連携及び協働）

第13条 県は、消費者、生産者、事業者、消費者団体その他の関係者と連携し、及び協働して、食の安全・安心の確保に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第2節 生産から販売に至る食品の安全性の確保

（監視の的確な実施及び指導等の充実）

第14条 県は、食の安全・安心の確保を図るため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視を的確に行うとともに、指導及び検査の充実に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第15条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、必要な調査研究を推進するものとする。

（生産者の自主的な取組の促進）

第16条 県は、食の安全・安心の確保に関する生産者の自主的な取組を促進するため、生産に係る工程の管理に関する手法の普及、環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式に関する研究開発及びその成果の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

（事業者の自主的な取組の促進）

第17条 県は、食の安全・安心の確保に関する事業者の自主的な取組を促進するため、食品衛生に関する最新の知識の普及、食品の製造又は加工の過程における高度な衛生管理の方法の導入に対する支援その他の必要な施策を実施するものとする。

第3節 食品に関する正確な情報の提供

（情報の記録及び保存）

第18条 生産者は、農林水産物に対する消費者の信頼を確保するため、農林水産物の生産に関する情報の記録及び保存に努めるものとする。

2 事業者は、食品等に対する消費者の信頼を確保するため、食品等又は生産資材の製造、輸入、加工、販売等に関する情報の記録及び保存に努めるものとする。

3 県は、生産者及び事業者が行う前2項の取組を促進するため、必要な助言又は指導を行うものとする。

（情報の収集及び提供）

第19条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行い、並びに消費者、生産者、事業者その他の関係者に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 県は、生産者、事業者その他の関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情報について、生産者、事業者その他の関係者による提供が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

（適正な食品表示の確保）

第20条 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示法（平成25年法律第70号）その他の法令の規定による食品の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（原産地に関する情報の提供の充実）

第21条 事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）又は加工食品（食品表示法第4条第1項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。

2 前項の規定は、事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、若しくは加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。

第4節 関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築

(相互理解の増進等)

第22条 県は、食の安全・安心の確保に関し、消費者、生産者、事業者その他の関係者間において、相互理解を増進し、信頼関係の構築を促進するため、情報及び意見の交換の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(食の安全・安心推進月間)

第23条 県民の間に広く食の安全・安心の確保についての関心を高め、及びその理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に対する県民の意識の高揚を図るため、食の安全・安心推進月間を設ける。

2 食の安全・安心推進月間は、9月とする。

3 県は、食の安全・安心の確保に関して特に優れた取組を行ったものの表彰その他の食の安全・安心推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(認証制度の普及)

第24条 県は、県内で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として県内で製造され、加工され、若しくは調理された食品であって、安全かつ良質なものの認証に係る制度の普及に努めるものとする。

(食育及び地産地消の推進)

第25条 県は、食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深めるとともに、県民の食に関する適切な判断力を養うため、食育を推進するものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深めるとともに、消費者、生産者、事業者その他の関係者間における相互理解の促進に資するため、地産地消(地域で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として地域内において製造され、加工され、若しくは調理された食品を、その生産され、製造され、加工され、若しくは調理された地域内において消費することをいう。)を推進するものとする。

第4章 健康への悪影響の未然防止

(出荷の制限)

第26条 生産者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売してはならないこととされている食品に該当する農林水産物を出荷してはならない。

(自主回収の報告)

第27条 特定事業者は、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等(食品の原材料として使用される農林水産物を除く。以下この条において同じ。)の自主的な回収(法令の規定による命令を受けて行う回収以外の回収をいう。以下この条において「自主回収」という。)に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

(1) 食品衛生法の規定に違反する食品等

(2) 食品表示法の規定に違反する食品又は添加物(同法第5条の規定に違反する食品又は添加物にあつては、規則で定めるものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 特定事業者が自主回収に着手した食品等が消費者に販売されていないことが明らかであるとき。
 - (2) 特定事業者が自主回収に着手した食品等の販売の相手方の全てを特定し、かつ、当該相手方の全てに対し、当該食品等の自主回収に着手したことについて、直ちに知らせることができるとき。
 - (3) 特定事業者が自主回収に着手した食品等が県内に流通していないことが明らかであるとき。
- 3 第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る自主回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による報告に係る自主回収の措置が人の健康に係る被害の発生又は拡大を防止する上で適切でないとき、当該報告を行った特定事業者に対し、当該自主回収の措置の変更に係る助言又は指導を行うことができる。
- 5 知事は、第1項又は第3項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(危害情報の申出)

- 第28条 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令又はこの条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

(立入検査等)

- 第29条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者、事業者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

- 第30条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- (1) 生産者が第26条の規定に違反して農林水産物を出荷したとき。 当該生産者
 - (2) 特定事業者が第27条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 当該特定事業者
 - (3) 生産者又は事業者が前条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 当該生産者又は当該事業者

- 2 知事は、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者又は事業者に対し、当該悪影響を未然に防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合であって、あらかじめ、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書に規定する場合において、知事は、その旨及びその勧告の内容を山梨県食の安全・安心審議会に報告しなければならない。
- 5 知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第5章 山梨県食の安全・安心審議会

(山梨県食の安全・安心審議会)

第31条 次に掲げる事務を行うため、知事の附属機関として山梨県食の安全・安心審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) この条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議すること。
- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - (1) 消費者
 - (2) 生産者
 - (3) 事業者
 - (4) 学識経験のある者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 6 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 10 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門的知識を有する者からの意見聴取)

第32条 審議会は、必要があると認めるときは、食の安全・安心の確保に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(審議会の運営に関する委任)

第33条 前2条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑則

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条、第26条、第27条、第29条及び第30条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年山梨県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

山梨県消費生活紛争処理委員会の委員

」 を

「

山梨県消費生活紛争処理委員会の委員
山梨県食の安全・安心審議会の委員

」 に改める。

附 則（平成27年条例第13号）

この条例は、食品表示法の施行日（平成27年4月1日）から施行する。

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県食の安全・安心推進条例（平成24年山梨県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主回収の報告)

第2条 条例第27条第1項の規定による報告は、自主回収着手報告書（第1号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

2 条例第27条第1項第2号の規則で定める食品又は添加物は、次に掲げる事項のいずれかに係る表示の方法が食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準に違反する食品又は添加物とする。

(1) 消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）

(2) 賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。）

(3) アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。）

(4) 保存の方法

(5) 使用の方法

3 条例第27条第1項第3号の規則で定める食品等は、食品等の臭味、食品等の外観又は食品等の生産、製造、加工、調理、貯蔵若しくは販売の状況、現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合理的に判断して同項第1号又は第2号に該当するおそれがあると認められる食品等とする。

4 条例第27条第3項の規定による報告は、自主回収終了報告書（第2号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

5 条例第27条第5項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第29条第2項の身分を示す証明書は、第3号様式のとおりとする。

(事実の公表の方法等)

第4条 条例第30条第5項の規定による公表は、県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の内容

(3) 公表の原因となる事実

(意見陳述の機会の付与の手続)

- 第5条 条例第30条第6項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めるときを除き、陳述書の提出によるものとする。
- 2 知事は、条例第30条第6項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者（次項及び第4項において「当事者」という。）に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。
- (1) 公表しようとする内容及びその理由
- (2) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭により意見を述べる機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
- 3 前項の規定により通知を受けた当事者が口頭により意見を述べるときは、知事が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。
- 4 第2項の規定により通知を受けた当事者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとみなす。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第19号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

自主回収着手報告書

（製造・輸入・加工・販売）した食品等について、次のとおり自主的な回収に着手したので、山梨県食の安全・安心推進条例第27条第1項又は第2項の規定により報告します。

回収する食品等の商品名 （名称）	
回収する食品等を特定する 情報	
回収する食品等の販売年 月日、販売先及びその数 量	
回収に着手した年月日	年 月 日

(裏面)

製造等が行われた事業所の名称及び所在地	
回収する理由	
回収するに至った経緯	
回収の方法等	
想定される健康への影響	
連絡担当者の所属部署 (名称及び所在地) 及び 氏名	(電話番号)
備考	

- 注 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 「回収する食品等を特定する情報」欄は、回収する食品等の形状、重量、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等を記載すること。また、回収する食品等について製品の表示事項又は写真がある場合は、これらを添付すること。
- 3 「回収の方法等」欄は、回収の方法、周知の方法、問合せ先、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定時期等を記載すること。また、ラジオ、テレビジョン、新聞、インターネット等により周知をする場合は、周知の内容を記した書面を添付すること。

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

自主回収終了報告書

年 月 日に報告した食品等の自主的な回収については、これが終了しましたので、山梨県食の安全・安心推進条例第27条第3項の規定により報告します。

回収した食品等の商品名 （名称）	
回収を終了した年月日	年 月 日
回収した食品等の数量	

(裏面)

回収するに至った経緯	
再発防止のために講じた措置	
回収した食品等の保管場所	
処分等の方法	
処分等を行う予定時期	
連絡担当者の所属部署 (名称及び所在地) 及び 氏名	(電話番号)
備考	

- 注 1 「回収した食品等の数量」欄は、回収した食品等に複数のロット（一の期間内に一連の工程により均質性を有するように生産され、製造され、又は加工された食品等の一群をいう。）がある場合は、当該ロットごとの数量を記載すること。
- 2 「回収するに至った経緯」欄は、自主回収着手報告書の提出後において新たに判明したものについて記載すること。

第3号様式（第3条関係）

←----- 9センチメートル -----→	
↑ 6 セ ン チ メ ー ト ル ↓	第 号
写 真	身 分 証 明 書
	職 名 氏 名
	年 月 日 生
上記の者は、山梨県食の安全・安心推進条例第29条第1項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。	
	年 月 日（発行）
	山梨県知事 印

自主回収報告制度に関する問い合わせ先

山梨県県民生活部 消費生活安全課 食の安全・食育担当

電話 055-223-1588

山梨県福祉保健部 衛生薬務課 食品衛生・動物愛護担当

電話 055-223-1489

甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課 (甲府市保健所)

電話 055-237-2550

自主回収着手報告書・終了報告書の提出先

	保健所名	所管区域	所在地	連絡先
県保健所	中北保健所 (衛生課)	甲斐市、中央市、 昭和町	〒400-8543 甲府市太田町9-1	TEL:055 (237) 1382 FAX:055 (235) 7115
	中北保健所峡北支所 (衛生課)	韮崎市、北杜市、 南アルプス市	〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎1階	TEL:0551 (23) 3071 FAX:0551 (23) 3075
	峡東保健所 (衛生課)	笛吹市、山梨市、 甲州市	〒405-0003 山梨市下井尻126-1 東山梨合同庁舎1階	TEL:0553 (20) 2751 FAX:0553 (20) 2754
	峡南保健所 (衛生課)	市川三郷町、 富士川町、早川町、 身延町、南部町	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎2階	TEL:0556 (22) 8151 FAX:0556 (22) 8159
	富士・東部保健所 (衛生課)	富士吉田市、西桂町、 忍野村、山中湖村、 富士河口湖町、 鳴沢村、道志村、 大月市、都留市、 上野原市、小菅村、 丹波山村	〒403-0005 富士吉田市上吉田1-2-5 富士吉田合同庁舎2階	TEL:0555 (24) 9033 FAX:0555 (24) 9041
	甲府市健康支援センター (甲府市保健所) (生活衛生薬務課)	甲府市	〒400-0858 甲府市相生2-17-1 甲府市健康支援センター内 2階	TEL:055 (237) 2550 FAX:055 (242) 6178